

## 松島地区コミュニティ協議会会則

(名称および組織)

第1条 この会は、松島地区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、協議会の区域内に居住する個人および所在する法人ならびに自治会等各種団体で組織する。

(目的)

第2条 協議会は、地区における共通の課題解決を図り、住みよい地域社会の構築を目指し、自主的・主体的に地域活動を行うことを目的とする

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 松島地区の共通の課題解決に向けての協議、学習に関すること。
- (2) 松島地区内の各種団体等の活性化および各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (3) 市の委託業務の事業推進に関すること。
- (4) 松島地区内組織の構成員の参画と情報の共有ならびに協働推進等に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 会計1名 事務局長1名 監事2名。

- 2 役員は総会において推薦または選挙により選出する。
- 3 役員は互選により、会長、副会長、会計、事務局長ならびに監事を選任する。
- 4 役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 5 欠員により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、または事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計を担当する。
- 4 事務局長は庶務を担当する。
- 5 監事は事業および会計を監査し総会で報告する。
- 6 役員は本会の運営に関して協議し適正を期さなければならない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会、臨時総会ならびに役員会とする。

- 2 会議は会長が招集する。
- 3 会議は会長または会長が指名した者が議長を務める。

4 会議は、過半数の出席者（委任状提出者を含む。）で成立し、出席者の過半数をもって決する。

ただし、会則の改廃は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（総会および臨時総会）

第7条 総会および臨時総会は、別に定める代表者をもって構成する最高の議決機関で、総会は年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
- (2) 予算の決定および決算の承認に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関すること。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

ただし、運用細則第2条に定める会議の構成員の過半数以上の請求があれば臨時総会を開かなければならない。

3 天災地変および特別の事情が発生し、役員会において総会ならびに臨時総会の開催が困難と決定した場合は書面議決を行うことができる。

（役員会等）

第8条 役員会は、必要に応じ開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会および臨時総会に付議する事項。
- (2) 事業の運営に関する事項。
- (3) その他、会長が必要と認める事項。
- (4) 会長は、特に必要があると認めた場合、会則第9条に定める企画委員長および運用細則第3条に定める部会長を招集することができる。

（企画委員会）

第9条 協議会に企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

企画委員は、役員および部会長の推薦を受け、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、次の事項について協議し、役員会に報告する。

- (1) 地域コミュニティ事業の企画に関すること。
- (2) その他事業の企画に関し、役員会が必要と認めた事項。

（部会）

第10条 協議会に部会を置くことができる。

部会員は、自治会等各種団体から選任された者および協議会が公募した者をもって構成し、部会長の推薦を受け、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 部会の名称は運用細則において別に定める。

3 部会には部会長および副部会長を置き、部会員の互選により選任する。

- 4 部会は、部会長が招集する。
  - 5 部会は、部会に属する地域課題について調査および審議し、各種の事業を実施する。  
(経費)
- 第 11 条 協議会の経費は、会費、補助金ならびにその他の収入をもって充てる。  
(会計年度)
- 第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。  
(事務局)
- 第 13 条 協議会の事務局を「高松市松福町 2 丁目 1 5 番 2 4 号」松島コミュニティセンター内に置く。
- 2 事務局に職員を置くことができる。職員は会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。  
(補足)
- 第 14 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定めることができる。
- 2 この会則の円滑な運用を図るため、別に運用細則を定める。

#### 附 則

- 1 この会則に定めのない事項は、役員会を経て総会にて決定する。
- 2 この会則は平成 17 年 8 月 23 日から施行する。
- 3 平成 18 年 5 月 26 日一部改正施行。(第 13 条事務局の変更)
- 4 平成 20 年 5 月 28 日一部改正施行。(第 5 条追加)
- 5 平成 22 年 5 月 29 日一部改正施行。(第 1 条の文章改正、第 3 条 1 項第 3 号を 5 号に繰り下げ第 3 号、第 4 号を追加、第 7 条第 1 項の文章改正、第 10 条第 1 項の文章改正、第 13 条第 1 項を追加、第 14 条を追加)
- 6 平成 25 年 5 月 25 日一部改正施行。(第 6 条第 2 項の文章改正、第 3 項を第 4 項に繰り下げ第 3 項を追加)
- 7 平成 26 年 5 月 31 日全部改正施行。
- 8 この会則の一部改正は総会の議決を経て、令和 3 年 4 月 1 日から遡及適用する。  
(第 8 条第 4 号追加、第 10 条第 2 項を追加し第 2 項を第 3 項とし以下、順次繰り下げる。)
- 9 令和 3 年 4 月 1 日一部改正施行。(役員任期の特例承認により、一年間留任する。)
- 10 この会則の一部改正は総会の承認を得て、令和 4 年 4 月 1 日から遡及適用する。(役員任期の特例承認により、令和 4 年度のみ一年間留任とする。)

## 松島地区コミュニティ協議会会則運用細則（第14条第2項）

（自治会等各種団体）

第1条 会則第1条に定める自治会等各種団体とは、地区全体を組織対象とする松島地区民生委員児童委員協議会、高松赤十字奉仕団松島分団、松島地区子ども会育成連絡協議会等の各種団体（ボランティアグループ等市民活動団体を含む。）、企業ならびに個人をいう。

（会議の構成員）

第2条 会則第6条に定める会議の構成員は松島地区連合自治会22名、松島地区民生委員児童委員協議会21名、高松市赤十字奉仕団松島分団3名、松島地区老人クラブ連合会3名、松島地区青少年健全育成連絡協議会1名、松島地区子ども会育成連絡協議会1名、松島地区交通安全母の会1名、高松更生保護女性会東支部1名、松島女性教室1名、高松地区保護司会1名、地域安全推進委員協議会1名、松島地区体育協会1名、高松市立高松第一中学校PTA1名、高松市立高松第一小学校PTA1名、高松市消防団北部分団1名、高松北交通安全協会松島地区1名、松島地域自主防災連絡会1名、松島地区女性防火クラブ1名、松島地区保健委員会1名、会則第9条および第10条に定める部会長、副部会長ならびに企画委員。

（部会）

第3条 会則第10条に定める部会の名称。

青少年育成部会

福祉・保健部会

環境安全部会

広報部会

体育部会

文化部会

防災部会

附 則

- 1 この運用細則は平成17年8月23日から施行する。
- 2 平成19年5月27日一部改正施行。（第2条中高松市消防団北部分団、松島地域自主防災連絡会、高松北交通安全協会松島地区を追加。）
- 3 平成20年5月28日一部改正施行。（第2条中高松市立光洋中学校PTA、高松市立松島小学校PTAを追加。）
- 4 平成21年5月27日一部改正施行。（第2条中高松市立高松第一中学校PTA

に名称変更。)

- 5 平成22年5月29日一部改正施行。(第2条中高松市立高松第一小学校PTAに名称変更。)
- 6 平成24年5月26日一部改正施行。(第2条中松島地区女性防火クラブを追加。)
- 7 平成25年5月25日一部改正施行。(第2条中松島地区保健委員会を追加。)
- 8 平成26年5月31日全部改正施行。
- 9 令和3年4月1日一部改正施行。(第3条に各部会の名称を追加。)
- 10 この運用細則の一部改正は総会の議決を経て、令和4年4月1日から遡及適用する。(第2条松島地区連合自治会、松島地区民生委員児童委員協議会の構成人数変更。)